

【①制度概要】

1 支援金・給付金とはどのような制度ですか。【更新】

→ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中小事業主に雇用される労働者が事業主の指示により休業し休業中に休業手当を受けることができない場合に休業前賃金の6割（日額上限 8,355 円）を支給するものです。

2 支援金・給付金は労働者個人に支給されるものですか。

→ 労働者個人に支給されるものです。